

高齢者虐待の防止のための指針

医療法人 楽山会

介護老人保健施設フレールはまゆり

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は人がその人らしく、尊厳をもって生きていくことを阻む全ての行為であると考え、どんな状況であろうとも、人が尊厳を持ち自分らしく生きていくという基本的な権利が脅かされてはいけずと理解しなければならない。

2006年4月に「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されたことを踏まえ、当法人はでは、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を維持しながら安定した生活を送ることができるよう、適切なケアを提供できる環境、切れ目のない支援体制を整えることを基本的な考え方としてこの指針を定める。

2 高齢者虐待の種類

- イ 身体的拘束：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること
- ロ 介護の放棄：放任、利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放棄、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動をいう。
- ニ 性的虐待：利用者に対してわいせつな行為をすること。又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること。その他の利用者から不当に財産上の利益を得ること。

※虐待の具体的な例としては、別表1「介護事業者等による高齢者虐待」を参照

3 虐待防止委員会の設置及び職員の研修

- ① 介護老人保健施設フレールはまゆり内に、看護師及びリハビリ職、介護職員を構成員とする虐待防止委員会を設置する。
- ② 虐待防止委員会では、委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ選出し、毎月1回以上委員会を開催する。
- ③ 虐待防止委員会で審議・検討する案件は次のとおりとする。
 - ・虐待防止に係る指針に関すること
 - ・虐待防止に係る職員研修に関すること

- ・職場巡視に関すること
 - ・身体拘束に関すること
 - ・身体拘束に関する記録の管理に関すること
- ④ 虐待防止委員会は、介護職員等に対して高齢者虐待防止法の内容や虐待防止に関する当法人の基本的な考え方を周知させ、また、それを実践的な介護業務に反映させることを目的として、年2回の職員研修を行うものとする。
- ⑤ 当法人以外の団体等において、高齢者虐待防止をテーマとした研修会がある場合は、それらにも積極的に介護職員等を参加させるよう努める。

4 虐待が発生した場合の対応・報告体制等

① 虐待を発見した場合の（初期）対応

- ・利用者の安全確保
- ・事実確認
- ・情報共有と対策の検討（施設長が必要と認める者）
- ・本人・家族への説明及び謝罪
- ・関係機関への報告
- ・原因分析と再発防止の取り組み検討（リスクマネジメント委員会）

② 施設長の責務

施設長は、職員から施設内外における虐待を受けたと思われる利用者およびその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかにリスクマネジメント委員会を開催するなどこれを検証し、理事長に報告したうえ、市及び県の担当部署へ通報（届け出）するものとする。虐待状況によっては、警察への通報も行うものとする。施設長は、虐待に関する報告又は通報を行った職員について、そのことを理由に解雇・その他の不利益な取り扱いを行わない。

③ 職員の責務

職員は不適切であろうと思われるケアや言動を発見した場合（確たる証拠は不必要）は、速やかに上長（施設長、看護師長、主任）に報告する責務を有する。職員は虐待に至らないまでも、不適切なケア、その他の兆候を発見した場合でも、上長に報告する責務を有する。

5 成年後見制度利用支援

法人は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取

引による高齢者被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知を図り、当該制度が広く利用されるように努めなければならない。

6 虐待等にかかる苦情解決

利用者又は家族から虐待等に係る苦情申し立てがあった場合、苦情解決責任者は施設長、担当者は看護師長又はリスクマネージャーとし、以下の手順により苦情の解決に努めるものとする。

- ① 苦情の申し立てがあった場合は、「4 虐待が発生した場合の対応・報告体制等」の手順により確認した事実の報告と謝罪を本人と家族に対して行うものとする。この際、確認した事実については、時系列に並べて記録を取っておくこと。
- ② その後、改めて虐待の当事者となった職員等から虐待内容を確認し、虐待に至った原因を究明し、それに対する解決策を講じるものとする。
- ③ 解決策に疑義が残る場合は、法人内に設置されている第三者委員会に諮問し、委員の意見を取り入れたうえで、最終的な解決策を決定する。
- ④ 最終的な解決策が決定したら、本人と家族に対して虐待に対する解決策と今後の対応について説明をし、理解をしていただく。

7 入所者等に対する本指針の閲覧等

本「高齢者虐待の防止のための指針」は、求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページに公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるものとする。

附則

令和6年3月1日制定、施行